

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第15号 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第15号 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年2月13日

健康福祉局

議案第 15 号 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市
動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定
について

1 改正理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正

2 改正内容

(1) 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例

(ア) 特定動物の規定

条例では、特定動物の定義について法第 26 条第 1 項を引用している。

法改正により、特定動物の定義について、特定動物の愛玩目的での飼養等の禁止等を加え、第 25 条の 2 で定められたことから、条例の引用条文を第 26 条第 1 項から、第 25 条の 2 に改める。

(イ) 動物愛護指導員の規定

法改正により、動物愛護管理担当職員に行わせる事務の例示が削られたことから、条例で動物愛護指導員について定める規定も、法に併せて事務の例示を削除する。

(ウ) 経過措置

改正前の法の許可を受けた特定動物の飼養又は保管についての許可申請に係る経過措置を設ける。

(2) 川崎市動物愛護センター条例

(ア) 特定動物の規定

条例では、特定動物の定義について法第 26 条第 1 項を引用している。

法改正により、特定動物の定義について、特定動物の愛玩目的での飼養等の禁止等を加え、第 25 条の 2 で定められたことから、条例の引用条文を第 26 条第 1 項から、第 25 条の 2 に改める。

3 施行日

令和 2 年 6 月 1 日

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年 3 月24日条例第21号 (定義)</p>	<p>○川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年 3 月24日条例第21号 (定義)</p>
<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。</p> <p>(2) 飼い主 動物の飼養又は保管をする者をいう。</p> <p>(3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。</p> <p>(4) 野犬 飼い主のない犬をいう。</p> <p>(5) 係留 動物を、固定したものに丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れ、若しくは柵その他の障壁を設けて収容しておくことをいう。</p> <p>(6) 特定動物 法第25条の2に規定する特定動物をいう。</p> <p>(動物愛護指導員)</p>	<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。</p> <p>(2) 飼い主 動物の飼養又は保管をする者をいう。</p> <p>(3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。</p> <p>(4) 野犬 飼い主のない犬をいう。</p> <p>(5) 係留 動物を、固定したものに丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れ、若しくは柵その他の障壁を設けて収容しておくことをいう。</p> <p>(6) 特定動物 法第26条第1項に規定する特定動物をいう。</p> <p>(動物愛護指導員)</p>
<p>第17条 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。</p>	<p>第17条 <u>法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び第33条第1項並びに前条第1項の規定による立入検査その他の<u>動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。</u></p>
<p>2 動物愛護指導員は、市長が任命する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>2 動物愛護指導員は、市長が任命する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 (川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例(昭和48年川崎市条例第32号。以下「旧市条例」という。)は、廃止する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 (川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例(昭和48年川崎市条例第32号。以下「旧市条例」という。)は、廃止する。 (経過措置)</p>
<p>3 この条例の施行の際現に神奈川県動物保護管理条例(昭和54年神奈川県</p>	<p>3 この条例の施行の際現に神奈川県動物保護管理条例(昭和54年神奈川県</p>

改正後	改正前
<p>条例第35号。以下「県条例」という。)第13条の規定による届出をしている者は、第6条の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に県条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けている者は、第8条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際現に県条例第11条の規定による承認を得ている者は、第13条の規定による承認を得た者とみなす。</p> <p>6 この条例の施行の際現に県条例第21条第1項の規定により収容されている犬は、第20条第1項の規定により収容された犬とみなす。</p> <p>7 この条例の施行の日前に旧市条例又は県条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 <u>(法の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第26条第1項の許可(同条第2項第3号の目的が改正法第1条の規定による改正後の法第26条第1項に規定する目的であるものを除く。)</u>を受けて、引き続き旧法第26条第1項に規定する特定動物を飼養又は保管することができる者が同項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管に係る許可又は旧法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管の許可に係る事項の変更の許可の申請をした場合は、第19条の規定の例により、<u>手数料を徴収する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和2年6月1日から施行する。</u></p>	<p>条例第35号。以下「県条例」という。)第13条の規定による届出をしている者は、第6条の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に県条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けている者は、第8条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際現に県条例第11条の規定による承認を得ている者は、第13条の規定による承認を得た者とみなす。</p> <p>6 この条例の施行の際現に県条例第21条第1項の規定により収容されている犬は、第20条第1項の規定により収容された犬とみなす。</p> <p>7 この条例の施行の日前に旧市条例又は県条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>《新設》</p>

川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市動物愛護センター条例 昭和49年3月30日条例第13号 (業務)</p> <p>第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 動物愛護思想の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 所有者（所有している者以外の者が管理する場合は、その者）のある犬、猫その他動物の飼養管理の指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 犬、猫及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第12条の2第1項に規定する規則で定める動物（以下「犬、猫等の動物」という。）の引取り及び収容に関すること。</p> <p>(4) センターに収容した犬、猫等の動物の譲渡しに関すること。</p> <p>(5) 不妊手術（センターに収容した犬及び猫について譲渡しのために行うもの又は不妊手術を依頼された犬及び猫について生活環境の保全上の支障を防止するために市長が必要と認めて行うものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。</p> <p>(7) 動物に係る公衆衛生上の調査研究に関すること。</p> <p>(8) 犬の捕獲及び抑留に関すること。</p> <p>(9) 抑留犬の返還に関すること。</p> <p>(10) センターに収容した犬、猫等の動物の管理及び処分に関すること。</p> <p>(11) 狂犬病の鑑定に関すること。</p> <p>(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物の飼養又は保管の規制に関すること。</p> <p>(13) その他市長が必要と認めること。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和2年6月1日から施行する。</u></p>	<p>○川崎市動物愛護センター条例 昭和49年3月30日条例第13号 (業務)</p> <p>第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 動物愛護思想の普及啓発に関すること。</p> <p>(2) 所有者（所有している者以外の者が管理する場合は、その者）のある犬、猫その他動物の飼養管理の指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 犬、猫及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第12条の2第1項に規定する規則で定める動物（以下「犬、猫等の動物」という。）の引取り及び収容に関すること。</p> <p>(4) センターに収容した犬、猫等の動物の譲渡しに関すること。</p> <p>(5) 不妊手術（センターに収容した犬及び猫について譲渡しのために行うもの又は不妊手術を依頼された犬及び猫について生活環境の保全上の支障を防止するために市長が必要と認めて行うものに限る。）に関すること。</p> <p>(6) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制に関すること。</p> <p>(7) 動物に係る公衆衛生上の調査研究に関すること。</p> <p>(8) 犬の捕獲及び抑留に関すること。</p> <p>(9) 抑留犬の返還に関すること。</p> <p>(10) センターに収容した犬、猫等の動物の管理及び処分に関すること。</p> <p>(11) 狂犬病の鑑定に関すること。</p> <p>(12) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物の飼養又は保管の規制に関すること。</p> <p>(13) その他市長が必要と認めること。</p>